

分野	番号	復興支援ニーズ	復興支援策	プログラム	プログラムの目標
				公共投資管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共投資・海外援助全体の効率的配分に留意した(ODA)の実施</li> <li>プロジェクト管理能力の向上</li> <li>開発計画の基礎となる統計データの整備</li> </ul>
ガヴァナンス	B9	土地所有システムの確立の遅延	土地所有システムの確立	なし	
	B2	過去の戦争犯罪・人権違反に対して責任を問われないこと	戦犯の取り締まり	なし	
C3		有能な人材の欠乏	人材育成	治安改善計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察機構の改革</li> <li>警察の犯罪捜査能力の向上</li> <li>薬物犯罪取締りの強化</li> </ul>
				司法改革支援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法及び民事訴訟法の起草</li> <li>法曹人材の育成</li> </ul>
				行政改革支援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方行政の実務能力向上</li> </ul>
				財政改革支援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>租税制度の改善及び税務職員的能力向上</li> <li>関税制度の改善及び税関職員的能力向上</li> </ul>
				理数科教育改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>RCEへの支援を通じた中等理数科教員の養成・理数科カリキュラムの改善・理数科教材の開発</li> </ul>
				基礎教育・ノンフォーマル教育改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校教育に係る計画策定(5州)及び推進・初等教育行政の改善・ノンフォーマル教育の改善</li> </ul>
				教育制度改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育行政の改善</li> </ul>
経済復興	A4	貧富の格差	農村の活性化	農業技術向上・普及計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域レベルでの稲作技術の向上及び普及</li> </ul>
	B15	経済統合の欠如		農村開発計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村開発手法の開発及び普及</li> <li>村落給水の整備</li> </ul>
B11		経済発展の阻害・停滞の促進	経済インフラの整備	国土交通網整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合交通計画の策定及び関連法規の制定</li> <li>技術基準の整備</li> <li>HEC、道路局及びRCCの実施運営体制と技術力の強化</li> <li>南北回廊及びニアウェイ対象路線の整備</li> </ul>
				都市交通改善計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的な都市交通システム整備政策策定のための支援</li> <li>都市交通の緊急整備のための技術支援(交通規則、交通規制)</li> <li>キャバリエ・ビルディング</li> </ul>
				情報通信・放送整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信施設運営維持管理のための技術者の育成</li> <li>主要都市内の電気通信網整備</li> <li>市民に魅力ある自主制作番組の増加</li> <li>地方都市への放送中継網</li> </ul>
				国土基礎情報整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済社会インフラ整備のための基礎情報整備</li> </ul>
				産業開発支援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業政策に対する支援</li> <li>中小企業振興に対する支援</li> <li>観光産業の振興及び観光行政の改善</li> </ul>

分野	番号	復興支援ニーズ	復興支援策	プログラム	プログラムの目標
経済復興	B11	経済発展の阻害・停滞の促進		貿易・投資促進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外直接投資促進・貿易振興政策に係る政策面への助言</li> <li>輸出加工区設置に係る組織・法制度整備</li> <li>企業誘致政策の紹介及び関連情報の提供</li> <li>輸出振興計画の策定支援</li> <li>マーケティング・輸出品検査能力・品質管理の向上</li> <li>貿易実務者の人材育成</li> </ul>
	A6	中産階級の未発達	産業振興	産業開発支援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業政策に対する支援</li> <li>中小企業振興に対する支援</li> <li>観光産業の振興及び観光行政の改善</li> </ul>
	B13	外国直接投資の減少		貿易・投資促進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外直接投資促進・貿易振興政策に係る政策面への助言</li> <li>輸出加工区設置に係る組織・法制度整備</li> <li>企業誘致政策の紹介及び関連情報の提供</li> <li>輸出振興計画の策定支援</li> <li>マーケティング・輸出品検査能力・品質管理の向上</li> <li>貿易実務者の人材育成</li> </ul>
	B12	失業者の増加	失業者対策	社会的弱者支援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済発展とリスクの取れた社会的弱者に対する支援の拡充</li> <li>孤児院・職業訓練等のホリスティックな人的・物的資源の開発</li> <li>労働法制の施行体制の強化</li> </ul>
	B14	対外債務の悪化	財政基盤の構築	財政改革支援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>租税制度の改善及び税務職員的能力向上</li> <li>関税制度の改善及び税関職員的能力向上</li> </ul>
				公共投資管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共投資・海外援助全体の効率的配分に留意したODAの実施</li> <li>プロジェクト管理能力の向上</li> <li>開発計画の基礎となる統計データの整備</li> </ul>
B16	不十分な森林資源管理	森林資源の管理	森林再生・保全管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な森林管理能力の向上</li> </ul>	
社会的弱者支援	B3	トラウマなど精神障害の蔓延	トラウマなど精神障害への対応計画	社会的弱者支援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済発展とリスクの取れた社会的弱者に対する支援の拡充</li> <li>孤児院・職業訓練等のホリスティックな人的・物的資源の開発</li> <li>労働法制の施行体制の強化</li> </ul>
	B17	旧クメール・ルージュ派が開発から取り残されること	旧クメール・ルージュ居住地区の開発	なし	
	C4	地雷被災者・紛争による障害者の増大	障害者支援	地雷被災者を含む障害者支援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援にかかる国家戦略の確立</li> <li>障害者に対する総合的・中核的ホリスティックな支援の拡充</li> <li>community based rehabilitationの推進</li> </ul>
C5	寡婦・戦争孤児問題	寡婦・戦争孤児支援	社会的弱者支援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済発展とリスクの取れた社会的弱者に対する支援の拡充</li> <li>孤児院・職業訓練等のホリスティックな人的・物的資源の開発</li> <li>労働法制の施行体制の強化</li> </ul>	

表3 - 6を概観して分かることは、JICAのプロジェクトは、これまでの分析によって得られた様々な復興支援ニーズの多くに対応している。32の異なる復興支援ニーズのうち直接的に18ニーズ、間接的には10ニーズに対応している(表3 - 6参照)。直接的な対応とは、各プログラムの目標が復興支援ニーズに対応する復興支援策に対応している場合であり、間接的対応とは、プログラムの目標と復興支援策は対応していないが、プログラムを実施することによって、復興支援策の内容に貢献していると思われる場合である。間接的対応は、B1)難民帰還の遅延、に対応する「農村開発計画」、A7)近隣国との対立関係、に対応して、三角協力でASEAN専門家を登用したり、第三国研修を実施したりしていること、A9)農村部の地理的な孤立、に対応する「国土交通網整備計画」「電力供給施設整備計画」「情報通信・放送整備計画」「農業技術向上・普及計画」「農村開発計画」、A1)野党が政治的リソースへアクセスすることが困難であること、A10)エリート政治への国民の参加が困難であること、に対応する「行政改革支援計画」、A4)貧富の格差、B15)経済統合の欠如に対応する「農業技術向上・普及計画」「農村開発計画」、A6)中産階級の未発達、に対応する「産業振興」、B14)対外債務の悪化、に対応する「財政改革支援計画」「公共投資管理計画」の例である。

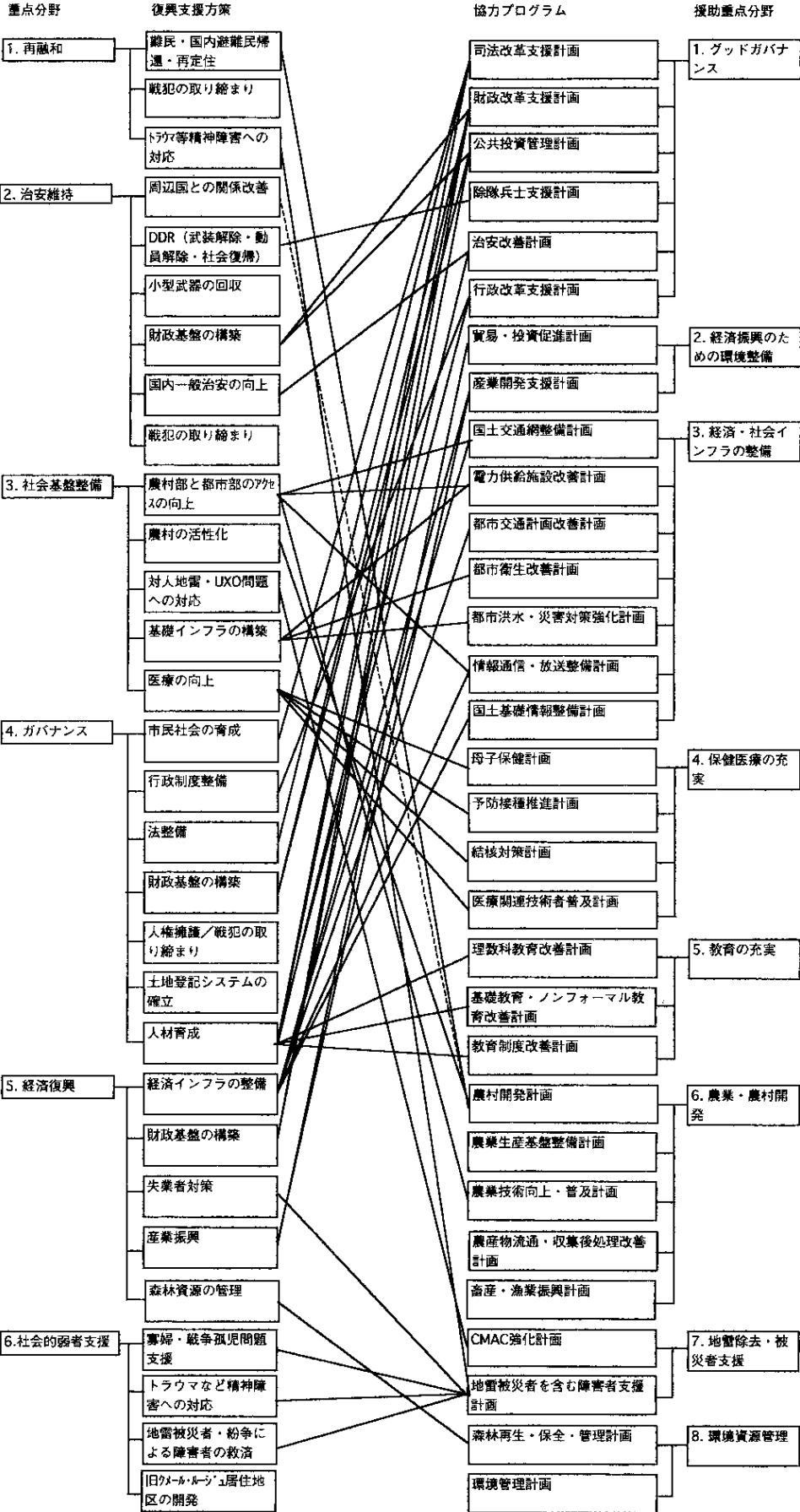
分野ごとにみると、ガヴァナンス、再融和、治安維持、社会的弱者支援の分野においては、対応が及んでいない復興支援ニーズもいくつかみられるが、経済復興や社会基盤整備分野におけるニーズにはすべて対応している。

個別の復興支援ニーズについてみると、JICAのプロジェクトが対応していない復興支援ニーズは、B2)過去の戦争犯罪・人権違反に対して責任を問われないこと、B5)小型武器の蔓延、B6)クメール・ルージュ裁判、A3)人権擁護意識の未発達、B9)土地所有システムの確立の遅延、B17)旧クメール・ルージュ派が開発から取り残されること、の6つである。このうち、B2)過去の戦争犯罪・人権違反に対して責任を問われないこと、B6)クメール・ルージュ裁判、の2つは、問題の本質からいって開発援助によって対応することが容易ではなく、性質上極めて政治的なものにならざるを得ないと考えられる。

A3)人権擁護意識の未発達は、欧米ドナーが、人権NGOを通じて本分野への協力を積極的に行っていること、B9)土地所有システムの確立の遅延は、土地法の起草についてはアジア開発銀行(ADB)が担当していることから、他ドナーとの重複を避けるという考慮が働いていると考えられる。B17)旧クメール・ルージュ派が経済開発から取り残されることについては、カンボディア国内のなかでも旧クメール・ルージュ派が主に居住するカンボディア北西部の治安状況の問題から、プロジェクト関係者の安全をかんがみて、プロジェクトを実施してこなかったものと思われる。

紛争終結後の平和構築支援の重点分野

カ国 JICA 国別事業実施計画 (H13)



### 3 - 6 - 3 結 論

JICA がこれまで行ってきた様々な開発プロジェクトは、おおむねカンボディアの紛争要因を踏まえた復興支援ニーズに対応しているが、特に経済復興や社会基盤整備の分野においては極めてよく対応している一方、ガバナンスを中心に対応が必ずしも十分されていないところも幾つか各分野間で量的なばらつきがある。経済復興や社会基盤整備分野には、それぞれ8 ニーズに対し12 プログラム、4 ニーズに対し12 プログラムが対応しているのと比較すると、ガバナンスは9 ニーズに対し8 プログラム、治安維持は6 ニーズに対し4 プログラム、再融和は3 ニーズに対し2 プログラム、社会的弱者支援は4 ニーズに対し2 プログラムの対応となっている。ただし、ここではそれぞれのプログラムに対する投入量は考慮に入れていないので、詳細な分析を行うには、これを精査する必要がある。